

■地域包括支援センター業務の委託法人について

地域包括支援センター業務の委託に関しては、平成 27 年度に開催しました地域包括支援センター運営協議会において、センター設置の経緯や今後のあり方、設置に関しての方向性等について、本市の考え方等を説明させていただきまして、ご審議の上、以下の点について承認いただいたところであります。

1. センター業務の委託は、社会福祉法人等（現在の在宅介護支援センターを想定）を選定。【平成 27 年度第 2 回運営協議会にて】
2. 平成 28 年度から平成 30 年度まで、3 圏域ずつ委託を行い、一部地区については直営センターを配置。【平成 27 年度第 2 回及び第 3 回運営協議会にて】
3. 委託によるセンター設置予定圏域及び直営圏域について（資料 1 P2 参照）
 - 平成 28 年度（設置済）…二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区
 - 平成 29 年度（予定）…幸袋地区、鎮西地区、飯塚東地区
 - 平成 30 年度（予定）…庄内地区、潁田地区、飯塚・片島地区
 - 直営…立岩地区、鯉田地区、菰田地区、穂波東地区
 【平成 27 年度第 3 回運営協議会にて】

本日の協議会において、上記承認事項 3. に関しましては、議題 1 「地域包括支援センターの設置委託年度の変更について」承認をいただいたところであり、平成 29 年度については、下表のとおり、センターの設置を予定しております。

■平成 29 年度地域包括支援センター設置圏域及び委託法人について（案）

委託年度	担当圏域	委託予定法人名称	委託予定法人所在地
平成 29 年度	幸袋地区		
	飯塚東地区		
	潁田地区		